

蒲郡市公共工事前金払取扱要領

第1 目的

蒲郡市が発注する工事の代金の一部を前金払することによって請負者の金融を円滑にし、公共工事の適正な施工を図ることを目的とする。（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第1条）

第2 前金払のできるもの

公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 請負金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事又は請負金額が1件50万円以上かつ工事期間が150日以上土木建築に関する工事
- (2) 請負金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事の調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量

第3 前払金の使途

前金払のできる公共工事のうち材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額とする。

- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

第4 工事請負費以外の経費について前金払を行う場合の契約

委託契約又は製造の請負契約について前金払を行う場合は、あらかじめ特に定めた契約条件として契約書に次の事項を加えるものとする。

- (1) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の契約期間を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対して請負金額の10分の3を超えない範囲内において発注者が定めた率による額の前払金の支払を請求することができる。
- (2) 受注者は、前号の保証契約を締結したときは、遅滞なくその保証証書を発注

者に寄託し、又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め市長が認めた措置（以下「電磁的方法」という。）を講じなければならない。

(3) 契約を解除したときは、前払金の支払を受けた受注者は、これを発注者が指定した期日までに返還しなければならない。ただし、支払額があるときは差引精算するものとする。

(4) 前項の場合において、受注者が発注者に返還しなければならない金額があるときは、前払金を受けた日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した利息を付すものとする。

第5 （削除）

第6 前金払のできる額

前金払のできる額については、請負金額に10分の4の割合を乗じて得た額を超えない範囲内に限るものとする。ただし、第2第2号に掲げるものについては、請負金額に10分の3の割合を乗じて得た額を超えない範囲内に限るものとする。

2 前払金の額の単位は10万円とし、10万円未満の端数は切捨てる。

第6の2 中間前金払

市長は、第2第1号に掲げる土木建築に関する工事で次に掲げる要件すべてに該当する場合は、請負金額の10分の2を超えない範囲内で、既に行った前金払に追加して中間前金払ができるものとする。ただし、前払金と中間前払金の合計額は請負金額の10分の6を超えることはできない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金の額の単位は10万円とし、10万円未満の端数は切捨てる。

3 中間前金払と部分払の両方の請求はできないものとする。

第7 前金払有無の表示

入札公告又は見積通知において、前金払の有無及び前金払のできる割合の限度

を明記するものとする。

- 2 前払金の額は、契約書に記載するものとする。ただし、中間前払金の額は記載しない。

第8 支払に必要な書類

前金払を受けようとする場合は次に掲げるすべてのものを揃え、市長に提出するものとする。

- (1) 前払金支払依頼書 1部 (第1号様式)
 - (2) (前払金) 請求書 1部
 - (3) 振込依頼書 1部
 - (4) 前払金保証証書 正本1部
 - (5) 前払金保証約款 1部
- 2 中間前金払を受けようとする場合は、次に掲げるとおり手続を行うものとする。
 - (1) 中間前金払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前金払認定請求書(第2号様式)により、第6の2に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。
 - (2) 市長は、前項の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前金払認定調書(第3号様式)により当該認定を請求した者に通知するものとする。
 - 3 前項の認定を受けた者は、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し次に掲げるすべてのものを揃え、市長に提出するものとする。
 - (1) 中間前払金支払依頼書 1部 (第4号様式)
 - (2) (中間前払金) 請求書 1部
 - (3) 振込依頼書 1部
 - (4) (中間前払金) 保証証書 正本1部
 - (5) 保証約款 1部
 - 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、電磁的方法を講ずる場合は、第1項第4号及び第5号並びに前項第4号及び第5号に掲げる書類の提出を省略することができる。
 - 5 予算課と工事課が異なる場合は、工事課において第2項第2号に係る認定の通知を行うものとする。

第9 支払時期

市長は、第8に規定する適法な請求書を受理した日から14日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

第10 (削除)

第11 保証期限変更の取扱い

契約期間を延長したときの保証事業会社への工期変更の通知は、前払金保証約款第7条の2の規定にかかわらず、省略することができる。（「工期変更に伴う前払金保証期限の変更に関する覚書」平成5年6月1日付けで保証会社と締結）

第12 契約解除の取扱い

市長は蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）第43条、蒲郡市公共工事請負契約約款第42条第1項及び各種契約約款に基づき契約を解除した場合は、請負契約解除通知書（第5号様式）により保証事業会社に通知する。

第13 前金払の事務手続

- 1 前金払に係る事務は、主管課で処理する。
- 2 前金払をしたときは、前金払整理簿を備え前金払にかかる出納を明らかにしておくこと。（蒲郡市予算決算会計規則（昭和39年蒲郡市規則第10号）第61条）
- 3 前金払の支払をうけた者が債務を履行したときは、これを確認すること。（蒲郡市予算決算会計規則第60条第2項）

第14 前金払がないとき、あったときの部分払の取扱い

1 部分払（1回目）

- ・ 前金払なしのとき
総合出来形金額の90%以内
- ・ 前金払があったとき
 $\text{総合出来形金額} \times 90\% - (\text{前払金} \times \text{総合出来形}\%)$

2 部分払（2回目以降）

- ・ 前金払なしのとき
 $\text{総合出来形金額} \times 90\% - (\text{既支払出来形金額})$
- ・ 前金払があったとき
 $\text{総合出来形金額} \times 90\% - (\text{前払金} \times \text{総合出来形}\% + \text{既支払出来形金額})$

計 算 例

請負金額 10,000,000円

出来形% 80% 8,000,000円

前払金 40% 4,000,000円

$$(8,000,000円 \times 0.9) - (4,000,000円 \times 0.8)$$

$$= 7,200,000円 - 3,200,000円 = 4,000,000円の支払$$

部分払い時点の合計支払金額

前払金 4,000,000円 + 4,000,000円 = 8,000,000円

出来形90%時点の部分払計算例

$$(9,000,000円 \times 0.9) - (4,000,000円 \times 0.9 + 4,000,000円)$$

$$= 8,100,000円 - 7,600,000円 = 500,000円$$

第15 繰越明許費支弁の翌年度に亘る契約における前金払又は中間前金払について

当該契約を締結する年度において実施することとなった前金払の範囲及び割合の限度内で、契約締結の当初に請負金額の総額に対する前金払又は中間前金払をして差し支えない。

第16 債務負担行為又は継続費に基づく契約における前金払又は中間前金払について

前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額のうち第1年度においては、契約締結の当初に支払い、以後の年度においては当該各年度の支払計画の示達をまって当該年度の当初に支払うものとする。

債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という）に係る契約における前金払又は中間前金払は、各年度の支払限度額に対して行うことができるものとする。

2 第6の2第3項の規定にかかわらず、債務負担行為等における各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた場合においても請求することができるものとする。

3 債務負担行為等の契約においては、中間前金払に関する規定中「工期」を「当該会計年度の工期」と、「契約金額」を「当該会計年度の年割額」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と読み替えて適用するものとする。

第17 施行日

昭和54年4月1日施行

昭和60年8月1日一部改正

平成5年1月1日一部改正

平成5年6月1日一部改正

平成10年5月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成14年9月1日一部改正

平成17年9月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成28年9月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年2月1日一部改正

令和6年2月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正